

横浜市の農業専用地区制度について

横浜市農業専用地区設定要綱（1971）によると、農家が寄り集まり10ヘクタール以上の集团的農地を「農業専用地区（以下「農専地区」という）」として区域指定し、その区域内で土地基盤整備、畑地かんがい施設整備、近代化施設整備、そして農道舗装整備に高い率の補助金を支給する。仮に農専地区に参加しない農地がある場合、その農地を除外して区域指定する。農地は前提条件として農業振興地域にあることを求めるが、農用地でなくてもよい。また、農地の筆ごとの管理をしていない。

農専地区に指定されたことで、何らかの制限が厳しくなることはない。優遇された農業環境整備費が支給されるだけで、農専地区を抜けても罰則はない。ただし、農用地であれば農地転用は難しく、農業振興地域白地（市街化調整区域内で農用地でない農地）であれば農地転用許可は可能だが周囲との調和が求められる。つまり、転用目的が農専地区内の周辺農地の営農を阻害する恐れがある場合には、農専地区協議会（農家の寄合）から、当該転用農家に申入れをすることがある。

農地転用が発生するのは農家相続時が多く、農家でない相続人が受け継いだ農地の処理に困り不動産屋に相談することから始まる。不動産屋は資材置場や介護福祉施設などを紹介することがある。また、農家同士で農地を融通することはありえるが、新規営農者へのハードルは高い。経験があるか、農業訓練校で学んだか、継続して営農できるか、など素人が気軽に参入できるようにはなっていない。

なお、資料の提供をいただいた横浜市みどり環境局農政推進課地域づくり担当の方々にお礼を申し上げます。（文責：田口俊夫 2025）

横浜市農業専用地区設定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業上の合理的な土地利用を確保することにより都市農業の定着を図るとともに、緑地空間として都市環境の保全に資するため農業専用地区を設定し、総合的、計画的に地域農業の振興を図ることを目的とする。

(農業施策の原則)

第2条 都市農業に対する各種の振興施策は農業専用地区を中心として実施するものとする。

(農業専用地区の指定)

第3条 市長は、農業上の立地条件に基づき、永続的に農業を行うことを適当と認める次の要件を備えている地域について、農業専用地区を指定するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農業振興地域の指定を受けた地域であること。
- (2) 農用地等として利用すべき土地及び当該土地の利用又は保全上必要な周辺の土地を合わせた面積がおおむね10ha以上ある地域であること。
- (3) 農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が図れる見込みのある地域であること。

2 市長は、農業専用地区の指定をしたときは横浜市報に告示し、関係農業団体及び関係機関に通知するとともに、当該地域内に指定地区の表示をするものとする。

(土地利用に関する措置等)

第4条 農業専用地区の関係農家は、農業専用地区内の農地等が農業上有効かつ適正に利用されるよう努めなければならない。

(基本計画)

第5条 市長は、農業専用地区の農業振興指導の指針とするための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、農業専用地区の基本計画策定に関し必要と認める地域については、その農業構造及び経営実態並びに土地利用意向等の基礎調査を行うものとする。

- 3 基本計画は、次に掲げるもののうち必要な事項について定めるものとする。
 - (1) 農業振興の方向及び土地利用計画
 - (2) 農家組織の育成に関する計画
 - (3) 農地の流動化に関する計画
 - (4) 生産基盤の整備に関する計画
 - (5) 生産及び流通の改善に関する計画
 - (6) 生産及び生活環境の整備に関する計画
 - (7) その他農業振興に必要と認められる事項
- 4 前項の計画は、横浜農業振興地域整備計画（農用地利用計画）との整合を図るものとする。
- 5 市長は、基本計画の策定に当り、関係農業団体及び関係機関等の意見を聴取するとともに、地元農家の意向を充分反映させなければならない。

（事業の実施等）

第6条 農業専用地区の事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区内農家の組織化を図るための農業専用地区推進活動事業
 - (2) 農地の集団化を図るための農地流動化事業
 - (3) 農地の高度利用を図るための土地基盤整備事業
 - (4) 経営の合理化を図るための農業近代化施設整備事業
 - (5) 生産と生活の改善を図るための地域環境整備事業
 - (6) その他目的の達成に必要と認められる事業
- 2 農業専用地区の関係農家は、事業の実施を自主的に推進するため、農業専用地区推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。
 - 3 協議会は、第1項の事業を実施しようとするときは、事業計画書を市長に提出し、その認定を受けなければならない。
 - 4 前項の事業計画書中の事業の実施期間については、原則として計画認定を受けた年度の翌年から5年以内とする。ただし、市長が他事業の実施状況からやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
 - 5 協議会は、第3項の認定を受けた場合、次に掲げる事業主体に事業を実施させることができる。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 土地改良区

(3) 農家が組織する団体

(指導体制の確立)

第7条 市長は、関係農業団体及び関係機関等と連携を図り、事業の円滑な推進を図るものとする。

(助成措置等)

第8条 市長は、事業主体に対し毎年度予算の範囲内において、第6条に定める事業について、補助金の交付、貸付金の融資又は利子の補給を行うものとする。

2 各種事業の補助率及び貸付金の融資並びに利子補給は次に掲げるものとする。

(1) 第6条第1項第1号については、100分の80以内を補助する。

(2) 第6条第1項第2号及び第3号については、100分の100以内を補助する。

(3) 第6条第1項第4号、第5号及び第6号のうち、共同的又は公共的利用を目的とするものについては、100分の80以内を補助する。

(4) 第6条第1項第4号及び第6号のうち、前号に該当するもの以外のものについては、貸付金の融資及び利子補給を行う。

3 第6条第1項第3号の補助金の交付の手続きについては、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和46年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。それ以前の執行については、なお従前の例による。

2 次に掲げる要綱等は廃止する。なお、廃止以前に当該要綱の規程によりなされた申請、決定その他の行為は、従前の例による。

(1) 港北ニュータウン地域内農業対策要綱

(2) 港北ニュータウン地域内農業振興助成要綱

農業専用地区制度とは？

都市農業の確立と都市環境を守ることを目的とした横浜市独自の農業振興施策です。

新鮮な農作物を
市民に供給します

地域の自然や
田園環境を保全します

災害等から市民を守る
防災空間となります

農業専用地区になるには？

農業振興地域・農用地区域
を中心に位置していること

おおむね10 ha以上の
まとまった農地があること

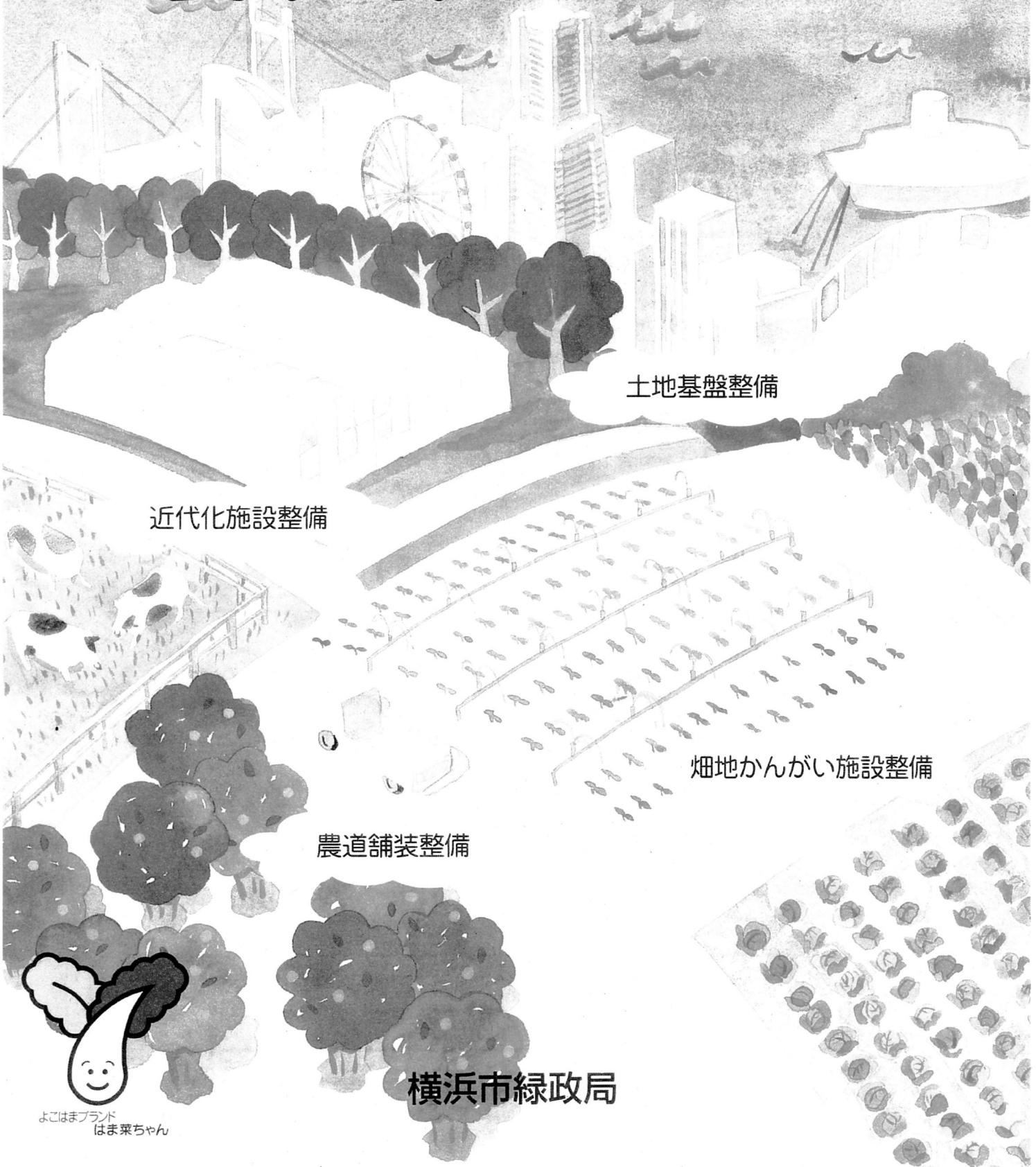
地域農業の発展が
見込まれること



これらの条件が整った地域で、地元農家の意向等を総合的に判断し市長が農業専用地区に指定します。

よりよい営農環境にむけて横浜市は支援します

農業専用地区制度



土地基盤整備

近代化施設整備

畑地かんがい施設整備

農道舗装整備

横浜市緑政局



よこはまブランド
はま菜ちゃん



農業専用地区になったら？



1

農業政策が優先的に実施され、農業振興の基本計画に基づく事業実施に対して高率の補助が受けられます。



鴨居東本郷農業専用地区協議会会長
大久保 寿久夫妻

例) 土地基盤整備事業

農業生産の基盤である農地、水路、畑地かんがい施設などを総合的に整備し、効率良く利用できる集団的農地の造成に対し助成します。

道路が広がって車が通りやすくなったよ！
それよりも、もっと良かったのは、“畑地かんがい施設”を整備しておいたことだよ。
組合員もみんな喜んでいるよ。

2

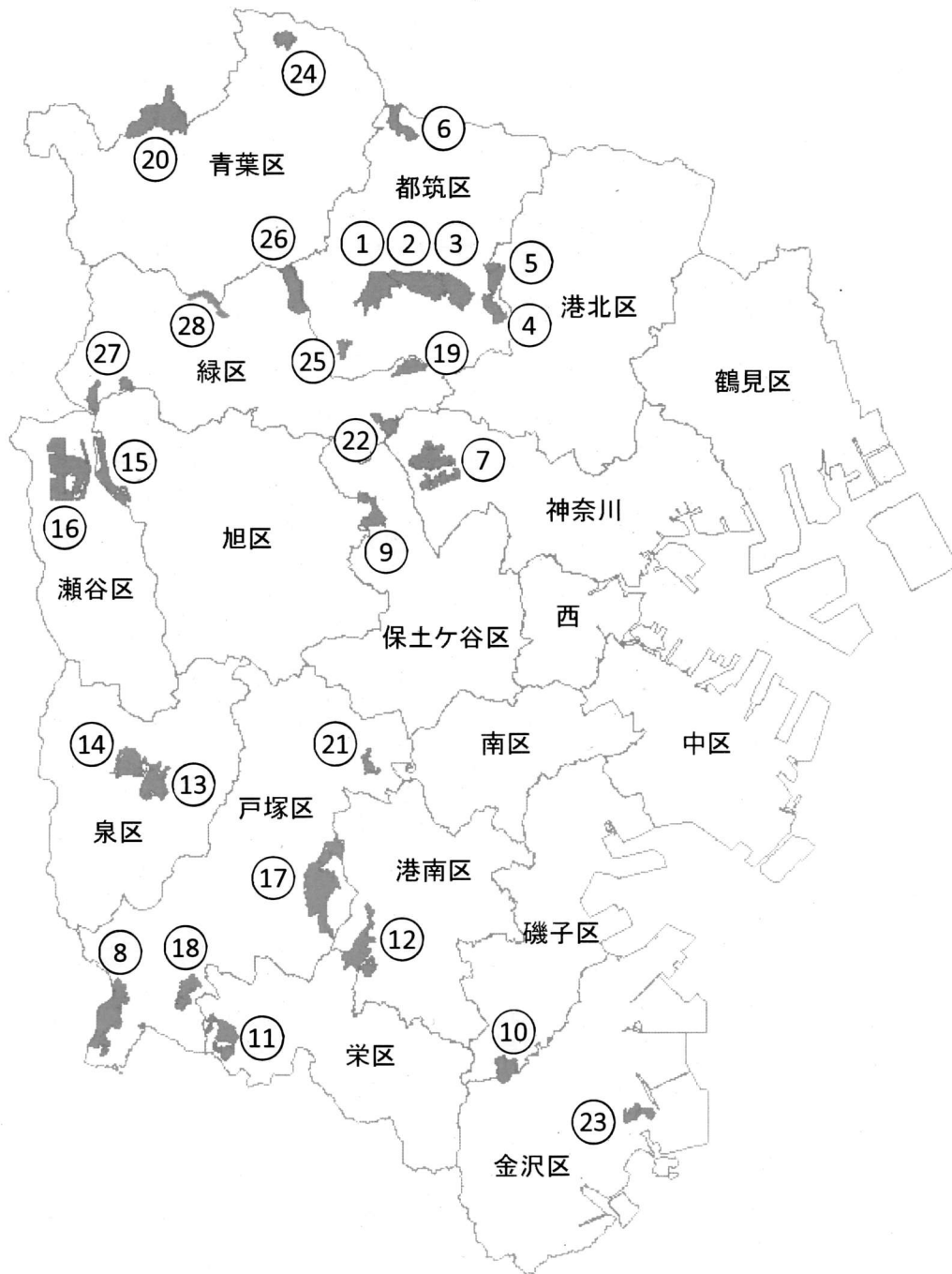
農業専用地区に設定されても、すでに前からある土地利用規制（農業振興地域・農用地区域^{※(注1)}等）の他に、新たな規制は生じません。

※(注1) 農業振興地域 … 農業の振興をはかるための地域として県知事が指定します。

農用地区域 … 農業振興地域内の優良農地について、農業上の利用を確保するため設定され、農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域です。



横浜の農業専用地区



- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| ① 池辺 | ⑧ 東俣野 | ⑮ 上川井 | ⑳ 鴨居原 |
| ② 東方 | ⑨ 西谷 | ⑯ 上瀬谷 | ㉑ 柴 |
| ③ 折本 | ⑩ 氷取沢 | ⑰ 舞岡 | ㉒ 保木 |
| ④ 大熊 | ⑪ 田谷長尾台 | ⑱ 小雀 | ㉓ 佐江戸宮原 |
| ⑤ 新羽大熊 | ⑫ 野庭 | ㉔ 鴨居東本郷 | ㉕ 北八朔 |
| ⑥ 牛久保 | ⑬ 中田 | ㉖ 寺家 | ㉗ 長津田台 |
| ⑦ 菅田羽沢 | ⑭ 並木谷 | ㉘ 平戸 | ㉙ 十日市場 |

農業専用地区別状況表

番号	地区名		指定年月日	地区面積 (ha)
				計
1	港北 ニュー タウン 農専	池 辺	昭和44. 9.24	60.0
2		東 方	昭和44. 9.24	60.0
3		折 本	昭和44. 9.24	43.0
4		大 熊	昭和44. 9.24	20.0
5		新羽大熊	昭和44. 9.24	23.0
6		牛 久 保	昭和44. 9.24	24.0
7	神奈川県菅田羽沢		昭和47. 3.31 (変更 S58.10.5) (変更 H3.4.20) (変更 H26.12.11) (変更 R3.4.14)	61.6
8	戸塚区東俣野		昭和47. 3.31 (変更 S48.11.2) (変更 H9.2.4)	65.7
9	保土ヶ谷区・旭区 西谷		昭和47.11.25 (変更 S51.5.25)	25.2
10	磯子区氷取沢		昭和48. 3.22	20.9
11	栄区田谷長尾台		〃 48.10.30	35.1
12	港南区野庭		〃 50.12.27	43.4
13	泉区中田		〃 51.5.13	40.0
14	泉区並木谷		〃 51. 5.13	35.0
15	旭区上川井		〃 52. 7. 7	35.3
16	瀬谷区上瀬谷		〃 52. 7. 7	92.0
17	戸塚区舞岡		〃 54. 9.17 (変更H22.10.15)	102.7
18	戸塚区小雀		〃 55. 4.25	25.7
19	緑区鴨居東本郷		〃 57. 1.13	19.1
20	青葉区寺家		〃 61. 3.24	86.1
21	戸塚区平戸		〃 61. 3.24	8.8
22	緑区・神奈川区 鴨 居 原		〃 61. 9. 1	17.1
23	金 沢 区 柴		平成 3. 3.30	17.4
24	青葉区保木		〃 4. 3. 3	14.7
25	都筑区佐江戸宮原		〃 5. 3.15	8.6
26	緑区北八朔		〃 9. 5.15	39.8
27	緑区長津田台		〃 18. 8.30 (変更H23.12.1)	25.7
28	緑区十日市場		〃 27. 1. 9	21.6
	計		28地区	1071.5